

1. 安全方針

河田グループは、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り安全マネジメント体制の維持、継続な改善に努めるため、次のとおり安全方針を定める。

1. 経営トップは関係法令の遵守と輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し社員に輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させます。また社内において法令の遵守、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
2. 運輸安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって確実に実行し、PDCAサイクルの徹底により、継続的に見直しと改善に努めます。
3. 安全の確保の為に投資を積極的に行います。
4. 安全に関する、教育・訓練を具体的に計画し、定期的を実施します。
5. 点呼の完全実施により安全意識を高め、日常点検、車両整備スキルを高め、車両故障を未然に防ぎます。
6. 事故・災害が発生した場合、人命を最優先し適切な措置を講じます。
7. グループ全社が安全に関する情報を共有できる組織体制を構築し、更なる安全の向上を目指します。
8. 輸送の安全に関する情報を積極的に公開、公表致します。

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた取組みを行ってまいります。

2. 輸送の安全に関する目標(安全目標)及び目標の達成状況

令和8年度の安全目標を下記の通り設定しました。

- ① 有責人身事故ゼロを目指します
- ② 乗務員個人別5万キロ無事故、無違反達成者を全乗務員の70%以上を目指します
- ③ 軽微な事故を含め事故件数の対前年度90%未満を目指します
- ④ 車庫内事故ゼロを目指します
- ⑤ お客様にシートベルト着用を徹底して呼びかけ車内事故ゼロを目指します

令和7年度の安全目標と達成状況

- ① 有責人身事故ゼロを目指します

西讃観光 株式会社……達成

株式会社 四国中央観光……未達成(1件発生)

琴参タクシー 株式会社……達成

- ② 乗務員個人別5万キロ無事故、無違反達成者を全乗務員の70%以上を目指します

西讃観光 株式会社……達成(表彰者9名)

株式会社 四国中央観光……未達成(表彰者6名)

琴参タクシー 株式会社……達成(表彰者4名)

- ③ 軽微な事故を含め事故件数の対前年度90%未満を目指します。

西讃観光 株式会社……達成(前年14件発生今年度7件発生)

株式会社 四国中央観光……達成(前年28件発生今年度19件発生)

琴参タクシー 株式会社……未達成(前年3件発生今年度3件発生)

- ④ 車庫内事故ゼロをめざします。

西讃観光 株式会社……未達成(1件発生)

株式会社 四国中央観光……未達成(3件発生)

琴参タクシー 株式会社……達成(0件発生)

- ⑤ お客様にシートベルト着用を徹底して呼びかけ車内事故ゼロを目指します。

西讃観光 株式会社……達成

株式会社 四国中央観光……達成

琴参タクシー 株式会社……達成

3. 事故に関する統計

① 事故削減目標

西讃観光株式会社

	重大事故		交通事故		内 訳
	目標	実績	目標	実績	
令和7年	0件	0件	12件	7件	7件[人身0件、物損7件(内有責7件)]
令和8年	0件	件	6件	件	件[人身 件、物損 件(内有責 件)]

* 重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。

* 交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

株式会社 四国中央観光

	重大事故		交通事故		内 訳
	目標	実績	目標	実績	
令和7年	0件	0件	25件	19件	19件[人身1件、物損18件(内有責19件)]
令和8年	0件	件	17件	件	件[人身0件、物損 件(内有責 件)]

* 重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。

* 交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

琴参タクシー 株式会社

	重大事故		交通事故		内 訳
	目標	実績	目標	実績	
令和7年	0件	0件	2件	3件	3件[人身0件、物損3件(内有責3件)]
令和8年	0件	件	2件	件	件[人身0件、物損 件(内有責 件)]

* 重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。

* 交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

② 自動車事故報告規則第2条に規定する事故の統計

令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の事故類型別の事故件数は以下の通りです

項 目	西讃観光	四国中央	琴参夕
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突もしくは接触したもの	0件	0件	0件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる損害を受けた者をいう）を生じたもの	0件	0件	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる障害が生じたもの	0件	0件	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件	0件	0件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件	0件	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件	0件	0件
総件数	0件	0件	0件

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

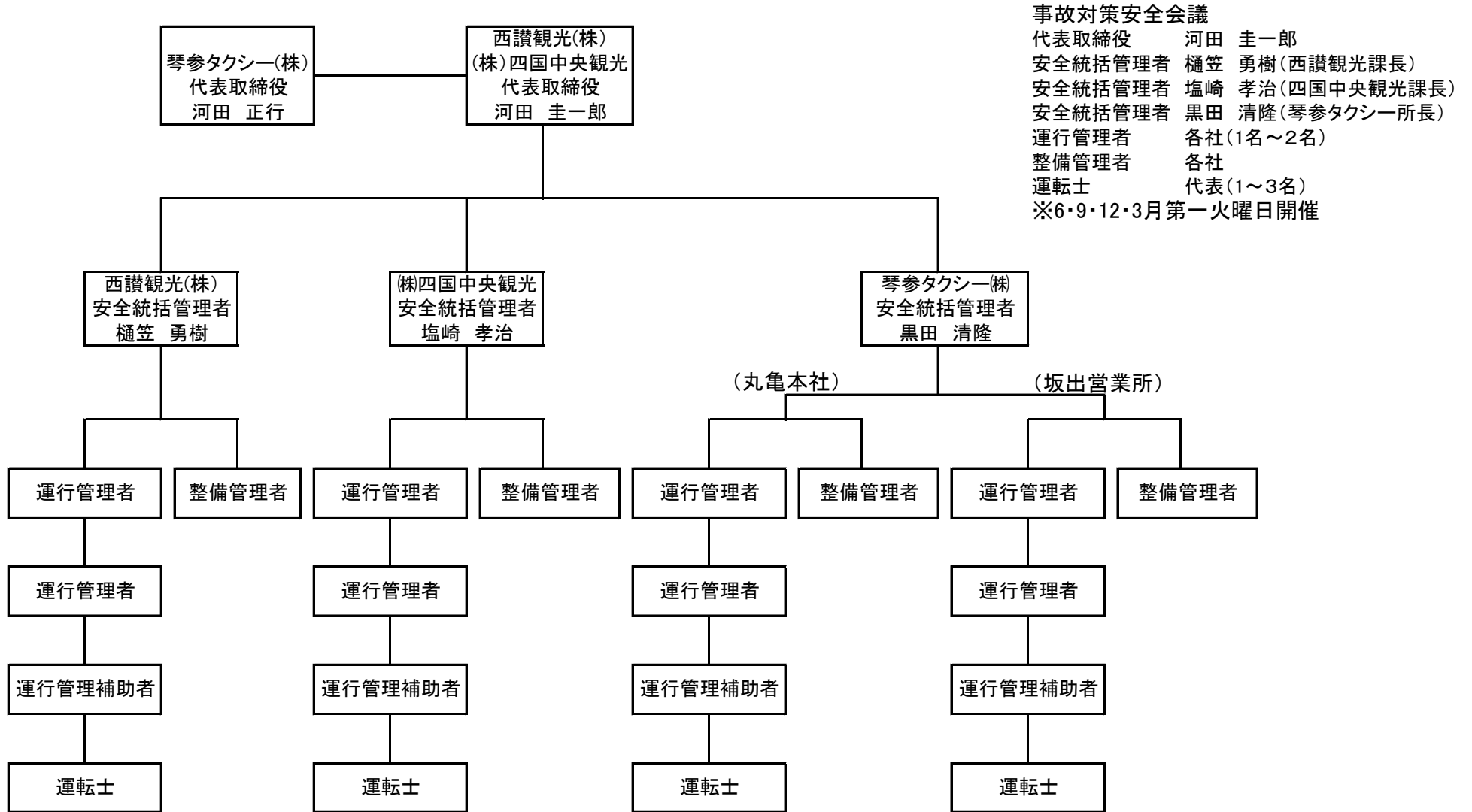
① 令和7年度輸送の安全のために講じた措置

- 全車両への新型デジタルタコグラフとドライブレコーダーを導入しました
- 全乗務員対象の教育訓練を4回に分け重点14項目を基本に実施しました
- デジタコとドライブレコーダーを使って全乗務員に個別に指導アドバイスをしました
- 高性能モバイルアルコール検知器を導入
- 自動IT点呼器の導入
- 最新安全支援装置付き新車1台導入(琴参タクシー1台)
- 重大事故発生時を想定しての訓練を全乗務員向けに行いました
- 睡眠時無呼吸症候群(SAS)の検査を受診させました
- インバウンド向け接客研修を実施しました
- 運輸安全マネジメントセミナーに積極的に参加しました(3名受講)

② 令和8年度輸送の安全のために講じようとする措置(安全投資計画)

- 点呼時体調チェックと体温、血圧計測を完全実施
- 運行後の車内消毒の完全実施
- 定期的な健康診断・脳ドックの受診
- 外部団体に依頼しての生活習慣病予防講習
- 最新の安全支援装置付き車両購入(居眠り防止ドライバーモニター等)
- 全乗務員対象の定例研修の完全実施
- メーカーに依頼してのエコドライブ、車両整備講習の実施
- 山岳走行、雪道走行訓練の実施
- 運輸安全マネジメント講習会への積極的参加
- 運輸関係法令の講習
- 内部監査の実施

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統図



6. 1輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

① 令和7年度 安全教育実施状況	実施日
(1) 事故防止キャンペーン活動	
① 春の全国交通安全運動	4月6日～15日
② 秋の全国交通安全運動	9月21日～30日
③ 事故対策安全会議	6月3日、9月2日 12月2日、3月3日
④ 定期乗務員教育研修	6月実施、9月実施 12月実施、3月実施
⑤ インバウンド向け接客研修(直島)	令和8年1月5、6日
⑥ 重大事故発生時訓練、運転技能訓練	3月実施
⑦ ドラレコ、デジタコによる個別指導教育	9月実施、3月実施
(2) 安全講習	
① 安全マネジメント認定セミナー	各社運行管理者受講
② 一般職向け運輸関係法令講習	4月22日
(3) 新任乗務員教育訓練 座学指導(10時間以上) 実技指導(20時間以上)	西讃観光5名実施 四国中央観光4名実施 琴参タクシー2名実施

上記の安全教育を令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間にグループ各社にて実施致しました

西讃観光 株式会社 樋笠 勇樹

株式会社 四国中央観光 塩崎 孝治

琴参タクシー 株式会社 黒田 清隆

6.2令和 8年度 安全教育年間計画

	重点指導項目	内容	実施・関連項目
4月	一般職向けグループ合同法令勉強会	春の全国交通安全運動の協力要請	春の全国交通安全運動 (事故ゼロ目標キャンペーン)
5月			
6月	乗降、乗車中の旅客の安全確保 健康管理の重要性 車両の構造上の特性 異常気象時における対処法	実際の車内事故例を使って研修 新型コロナ感染予防について 運転技能研修(S字、クランク、縦列)	定例乗務員全体研修 乗務員対象健康診断 安全マネジメント講習会
7月	運転の心構え 危険予測と回避 運転手の適正に応じた運転 ドラレコ画像、デジタコ記録指導	接遇マニュアル、社員心得 DVD利用危険予知トレーニング ドラレコ、デジタコ利用しての個別指導	定例乗務員全体研修
8月			
9月	上半期事故を起こした運転手を集めて の事故再発防止ミーティング 特別運転技能研修	秋の交通安全運動の協力要請 なぜなぜ分析活用 山林走行実技訓練	秋の全国交通安全運動 (事故ゼロ目標キャンペーン) デジタコ個人表彰
10月			
11月			
12月	関係法令上の遵守 営業区域の道路と交通状況 健康管理の重要性 生理的・心理的要因への対処法	改善基準公告について インフルエンザ対策の講習会 県下のハザードマップ資料 タイヤチェーン脱着訓練	定例乗務員全体研修 雪道走行の講習研修 乗務員対象健康診断 来年に向けての乗務員個別目標
1月	非常用信号、非常口、消火器取扱 安全支援装置の取り扱い 事故再発防止ミーティング ドラレコ画像、デジタコ記録指導	重大事故発生時対応訓練 安全支援装置の注意点について ドラレコ画像にて事故例について ドラレコ、デジタコ利用しての個別指導	定例乗務員全体研修 救命救急講習
2月	グループ内内部監査実施	安全マネジメントの取組み状況や、 関係法令に対して、各グループ相互 による内部監査	内部監査
3月	特別運転技能研修 下半期事故を起こした運転手を集めて の事故再発防止ミーティング	雪山走行実技訓練 なぜなぜ分析活用	デジタコ個人表彰

* 運行管理に関わる者の安全マネジメントセミナー参加は積極的に

* 新任乗務員、事故惹起者に対する指導については随時

7.輸送の安全に係る内部監査の結果と改善についての報告

グループ各社の安全統括管理者がリーダーとなり、安全マネジメント実施状況を点検する為各社相互の内部監査を少なくとも年一回は行い、改善すべき事項を指摘しながら相互にアドバイスをを行い、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、重要と認められれば速やかに業務の改善を行うようにしております。

令和7年度各社内部監査について

- 令和8年2月17日四国中央観光にて内部監査を実施しました。

乗務員の拘束時間が当初の予定より大幅に遅れている件について指摘。道路状況、車両異常等の原因についての記録の保管がありませんでした。今回の指摘したケースについては高速道路の事故通行止めによるものであったので通行止めの区間場所、時間等の記録をするよう改善を求めました。後日記録保管し改善致しました。

- 令和8年2月18日琴参タクシーにて内部監査を実施しました。

車内に設置してある非常用信号器が消費期限を過ぎているものがあったので新しい非常用信号器を購入するよう指摘しました。後日購入し古いものと交換しました。

- 令和8年2月20日西讃観光にて内部監査を実施しました。

社内に周知してある緊急連絡先、社内組織図の内容が担当者が変わっているにも関わらず、変更していなかった事を指摘し新しく作り直すよう改善を求めました。後日最新の組織図に変更全社員に周知いたしました。

ご報告

令和7年11月27日に西讃観光にて四国運輸局より立ち入り監査の実施がありました。

1. 運送引受書の記載事項に不備がある。

2. 点呼の記録の記録事項に不備がある。

上記の事項で文書警告を受けた事をご報告致します。

警告後すみやかに改善し四国運輸局にご報告致しました。

尚今回の監査にて違反点数等はありませんでした。

西讃観光のみならず弊社グループ全社にて上記の指摘事項を重く受け止め各社記録文書の記入ミスのないように重点的に確認し保管するよう努めてまいります。

8. 河田グループ 安全管理規程

目次

第一章	総則
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針
第三章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は道路運送法第二十二条及び第二十二
条二項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め
もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動
車運送事業にかかる業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社
内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また現場におけ
る安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ
社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)
を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって
業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また輸送の
安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安
全管理規程に定められた事項を遵守すること。

二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努
めること。

三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講
ること。

四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報
を伝達、共有すること。

五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを
的確に実施すること。

2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の
安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 第三条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸
送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制
(社長の責務)

- 第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
 - 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 - 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 安全統括管理者は、別で定めるグループ合同事故対策安全会議を6. 9. 12. 3月の四半期ごとに開催し各社事故再発防止、乗務員指導教育内容安全目標達成状況等について統括し、輸送の安全の確保を図る。
 - 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第九条 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者のうち、運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣が解任命令を出されたとき。
 - 二 心身の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
 - 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 - 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
 - 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 - 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
 - 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 - 七 運行管理及び整備管理が適正に行われるよう、運行管理者及び整備管理者を統括管理すること。
 - 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育、研修を行うこと。
 - 九 その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目票の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後百日以内に外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対して公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方策の作成に当たっての会議の議事録報告連絡体制、事故、災害等の報告、運行管理者の指示、内部監査の結果経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める

